

令和7年度

大阪市認定こども園設置・運営法人

【移行・補助金交付対象外】

- A. 幼保連携型認定こども園
- B. 幼稚園型認定こども園
- C. 保育所型認定こども園

〈令和8年4月開設〉

募 集 要 項

令和6年12月

大阪市こども青少年局
幼保施策部幼保企画課

目 次

1	募集の趣旨	2
2	応募に関する留意事項	2
3	応募条件等	3
4	応募資格	3
5	設置・運営条件	3
6	施設型給付費及び運営補助金等	5
7	欠格事項	5
8	失格事項	5
9	応募手続き	5
10	応募費用	8
11	設置・運営予定者の選定	8
12	認定こども園開園までの主なスケジュール（予定）	10
13	設置・運営予定者の選定結果	10
14	設置・運営予定者決定後の手続き	10
15	その他	10
	（参考）認定こども園への移行にあたり特に留意が必要な事項	12

1 募集の趣旨

「認定こども園」とは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成 18 年 6 月 15 日法律第 77 号)により位置づけられた、就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ施設です。

大阪市では、教育及び保育並びに子育て支援の総合的な提供を推進するとともに、地域の保育ニーズに対応するため、令和 8 年 4 月に開園する幼保連携型、幼稚園型及び保育所型認定こども園(以下「認定こども園」という。)の設置・運営法人を以下のとおり募集します。

2 応募に関する留意事項

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日に認定こども園への移行を希望される場合、本市が実施する設置・運営法人の募集に応募する必要があります。
- (2) 本募集要項による募集では、施設整備補助金の交付はありません。施設整備補助金の交付によって令和 8 年 4 月 1 日に認定こども園へ移行する法人の募集については、別途募集する「令和 7 年度大阪市保育施設等設置・運営法人(入所枠：北区・福島区・中央区 30 人以上)(入所枠：北区・福島区・中央区以外 50 人以上)(入所枠：北区・福島区・中央区 6 人以上 29 人以下)(入所枠：北区・福島区・中央区以外 6 人以上 49 人以下)」又は「令和 7 年度大阪市認定こども園設置・運営法人(移行・3 歳児受入連携必須)」にご応募ください。
- (3) 施設整備補助金の交付を行う募集との重複応募は受け付けませんので、ご注意ください。
- (4) 幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行して 0～2 歳児の定員を設ける場合及び増築や改修等の整備を行って幼保連携型認定こども園へ移行する場合は、建物の用途変更が必要です。また、応募時に建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証の写しの提出が必要です。
- (5) 認可保育所(保育所型認定こども園を含む。)から幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園に移行する場合、原則として 2 号及び 3 号の認可定員を減少させることはできません。
- (6) 幼稚園から幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園に移行する場合で、1 号の認可定員を減少させる場合、事前に大阪府との協議が必要です。
- (7) 関係法令等に改正があった場合、設置・運営法人の選定後であっても、事業計画の内容を変更いただく場合があります。
- (8) 本募集要項の定義などは、本市の解釈によるものとします。
- (9) 本募集要項中の「1 号」「2 号」「3 号」とは、子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項各号に定義される子どもを意味します。
- (10) ご不明な点やご質問がありましたら、お電話等でお問い合わせください。質疑内容が共有すべき内容であれば必要に応じて大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容は、応募相談をご利用ください。

3 応募条件等

(1) 応募にかかる条件

やむを得ない場合を除き、令和8年3月末までに認定こども園としての基準又は要件を満たし、令和8年4月1日までに大阪市内で開園すること。

(2) 設置・運営予定者の選定

外部有識者で構成された審査会にて、応募書類及び面接により審査を行います。設置・運営予定者の選定の詳細につきましては、8ページを参照してください。

(3) 応募数の制限

認定こども園への移行を希望する場合、1つの施設につき、【A. 幼保連携型認定こども園】、【B. 幼稚園型認定こども園】及び【C. 保育所型認定こども園】のいずれか1つのみの応募とします。

また、別途募集する補助金交付ありの「令和7年度大阪市保育施設等設置・運営法人（入所枠：北区・福島区・中央区 30人以上）（入所枠：北区・福島区・中央区以外 50人以上）（入所枠：北区・福島区・中央区 6人以上 29人以下）（入所枠：北区・福島区・中央区以外 6人以上 49人以下）」及び「令和7年度認定こども園設置・運営法人（移行・3歳児受入連携必須）」との重複応募は受け付けませんので、ご注意ください。

4 応募資格

A. 幼保連携型認定こども園への移行

現在、幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育所又は保育所型認定こども園を運営しており、当該園を今後も継続して運営する学校法人又は社会福祉法人（経過措置として、現在認可幼稚園を運営している宗教法人及び個人も応募可能とします。（学校教育法附則6条園への経過措置））

B. 幼稚園型認定こども園への移行

現在、幼稚園を運営しており、当該園を今後も継続して運営する学校法人（経過措置として、現在認可幼稚園を運営している宗教法人及び個人も応募可能とします。（学校教育法附則6条園への経過措置））

C. 保育所型認定こども園への移行

現在、認可保育所を運営しており、当該園を今後も継続して運営する法人

5 設置・運営条件

※詳細は「認定こども園の開設・運営について」を必ずご確認ください。

(1) 基準について

幼保連携型認定こども園の設置及び運営にあたっては「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）」を、幼稚園型及び保育所型認定こども園の設置及び運営にあたっては「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市条例第

86号)」を遵守する必要があります。また「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）」及びその他の関係法令に適合させる必要があります。

（2）定員について

A. 幼保連携型認定こども園への移行

- ・2号の定員の設定が必要です。
- ・＜保育所の場合＞1号の定員の設定を行う場合、2号、3号の認可定員とは別枠で設定すること。2号、3号の定員を減少させての1号の定員設定は、原則として認められません。
- ・＜幼稚園の場合＞1号の定員を減少させる場合、事前に大阪府との協議が必要です。

B. 幼稚園型認定こども園への移行及びC. 保育所型認定こども園への移行

- ・1号、2号の定員の設定が必要です。
- ・＜保育所の場合＞1号の定員の設定を行う場合、2号、3号の認可定員とは別枠で設定すること。2号、3号の定員を減少させての1号の定員の設定は原則として認められません。
- ・＜幼稚園の場合＞1号の定員を減少させる場合、事前に大阪府との協議が必要です。

（3）開園時間、開園日、利用料について

ア 開園時間

開園時間は、1日につき11時間以上とし、保護者の就労時間その他の家庭の状況等を考慮して定めること。なお土曜日も1日につき11時間以上の開園が必要です。

イ 開園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く毎日

ウ 利用料

利用契約は、認定こども園の設置・運営法人が利用者と直接行い、大阪市の基準に基づく利用者負担額を利用者から直接徴収すること。

（4）子育て支援事業

地域のニーズに応じて、以下のア～オから1つ以上の事業を実施する必要があります（週1回以上、事業により場所・人の確保が必要）。いずれも園児だけでなく、地域の子育て家庭が対象です。ただし、大阪市等からの委託及び補助事業については対象外となります。

ア 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業

イ 地域の家庭に対する情報提供・相談支援事業

ウ 一時預かり事業

エ 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業

オ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

6 施設型給付費及び運営補助金等

(1) 施設型給付費

本市より園に施設型給付費を支払います。(法定代理受領)

※施設型給付費 = 内閣府が定めた「公定価格」 - 利用者負担額

(2) 運営補助金等

「大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱」に基づく補助金等とします。

7 欠格事項

大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当する法人は、選定を受けることができません。

(1) 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき

(2) 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき

(3) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき

(4) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(5) 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記(1)～(4)に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条第5項第4号イ～チ及び第17条第2項各号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできません。

8 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、法人選定の対象から除外します。

(1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合

(4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合

(5) その他不正行為があった場合

9 応募手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和6年12月23日(月)から令和7年3月14日(金)まで

土曜日、日曜日、年末年始、祝日等市役所閉庁日を除く、午前9時から午後5時30分まで

イ 配布場所

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※募集要項を含め応募に必要な書類は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

(2) 応募相談について

応募相談については前日までに必ず電話にて、相談内容、人数、日時等の予約をしてください。

【相談期間】 令和6年12月23日（月）から令和7年4月4日（金）まで

10時、11時、14時、15時、16時 の5区分で各1時間以内

（ただし、土曜日、日曜日、年末年始、祝日等市役所閉庁日は除く）

【ご相談・問合せ先・相談場所】

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

大阪市役所こども青少年局幼保施策部 幼保企画課（環境整備グループ）

電話 06-6208-8126

なお、内容によっては、相談に応じることができない場合もありますのでご了承ください。

(3) 応募にかかる事前登録について

ア 事前登録

応募する場合は、事前登録申込書に必要事項を記載のうえ、事前登録を必ず行って下さい。事前登録は必須です。

イ 事前登録受付期間

令和6年12月23日（月）から令和7年3月14日（金）まで

（ただし、土曜日、日曜日、年末年始、祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

ウ 受付場所

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課（環境整備グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※事前登録の提出は原則持参とします。

エ 事前登録にあたって提出する書類（1部）

(ア) 事前登録申込書 様式第1号

(イ) 法人登記簿謄本及び法人印鑑証明書（原本かつ発行後3か月以内）

(ウ) 誓約書 様式第2号

(エ) 施設整備をする場合、応募物件の登記事項証明書

・土地に建築する場合、土地分及び地図証明書

・建物を改修する場合、建物分

(オ) 【Aに応募する場合】

・建築基準法第7条第5項の規定による検査済証

- ・建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証
- ・(検査済証を紛失している場合) 台帳記載事項証明書
- ・(検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合) 以下のいずれかの書類
 - a 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。
 - b (用途変更申請が必要な場合) 特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写し
 - c (用途変更申請が不要な場合) 建築基準法第12条第1項に基づく建築物定期調査結果書の様式の写し

(力)【Aに応募する場合】かつ【昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた既存物件を利用する場合】耐震性を確認できる書類の写し

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物に事業所を設置する場合、耐震基準を満たしていることが証明できる書類、又は耐震補強済であることが証明できる書類

(4) 応募の受付期間と場所

① 受付期間

令和6年12月23日(月)から令和7年4月4日(金)まで

(ただし、土曜日、日曜日、年末年始、祝日等市役所閉庁日を除く)

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

② 受付場所

大阪市子ども青少年局幼保施策部幼保企画課(環境整備グループ)

大阪市北区中之島1丁目3番20号 地下1階北側

※応募書類の提出は持参に限るものとし、送付等は不可とします。

なお、書類持参時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いいたします。

※応募期間中の書類差替えは可能としますが、応募期間終了後は、本市から指示した事項を除き、原則、書類差替え等は行えません。

(5) 応募書類

応募書類は、正本1部、写し5部と計6部必要です。提出書類一覧表(チェック表)等を参照のうえ、必要書類を提出してください。

応募書類は、提出書類一覧表(チェック表)の提出書類番号ごとにインデックスを付け、提出書類番号ごとにページ番号を付記(1-1、1-2、3-1、3-2等)したうえで、1部ずつA4ファイルに穴を開けて綴じてください。

応募書類の詳細は、提出書類一覧表(チェック表)にて確認し、提出前にチェックを行ってください。

なお、提出書類一覧表(チェック表)は、提出時のチェック作業にも使用しますので、

他の書類と併せて提出してください。

(注) 当募集要項に沿って応募書類が作成されていない、提出された応募書類に不備・欠落がある場合などにおいては、書類の受理をお断りさせていただきます。応募書類については正本、写しともに必ず内容を確認のうえ、提出してください。

- 提出した応募書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。（A4サイズで読みにくい又は字が小さすぎて読めない場合は、A3サイズとし、片袖折りで作成してください。）
- ○ パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。
- × なお、クリヤーブック、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- 応募書類は返却しません。
- 応募提案については、選定終了後に情報公開請求などがあった場合は、公開する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取扱いに留意してください。
- ヒアリング時に応募書類の内容に基づいて質問を行う場合がありますので、応募事業者自身で控えをとり、ヒアリング時に持参するようにしてください。

10 応募費用

応募に関する一切の費用は応募法人の負担とします。

11 設置・運営予定者の選定

(1) 設置・運営法人予定者の選定について

- ① 設置・運営法人予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。
- ② 応募法人は、書類及びヒアリングによって総合的に審査します。なお、本市職員が既存園の実地調査を行う場合があります。
- ③ 審査にあたっては審査基準に基づき行います。
- ④ 設置・運営法人予定者は審査会の評価及び審査意見を踏まえて、本市が決定します。

(2) 審査会及び選定方法について

- ① 審査におけるヒアリングへは、応募法人の代表者（又は、事業責任者）及び認定こども園の園長予定者の出席が必要です。その他出席できるのは応募法人の役員、従業員及び採用予定者に限り、合計4人までとします。
- ② 審査会は、令和7年5月上旬以降に実施します。応募申請後、日程が確定次第、応募法人代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外としますので、あらかじめご了承ください。

※令和7年4月中に通知が届かない場合は次の連絡先にお問い合わせください。

【審査会出席に関する連絡先】

こども青少年局幼保幼保施策部幼保幼保企画課（認可給付グループ）

電話 06-6208-8018

- ③ 審査会において「法人の概要」、「事業計画」、「整備計画」の3項目の合計点数において60%以上獲得し、かつ、3項目全てにおいて50%以上の点数を獲得した法人を選考の対象とします。

(3) 審査項目

※内容は変更する可能性があります。

項目	審査内容	配点
(1) 事業者 の現況	① 事業者の運営理念・保育方針について	3割 程度
	② 事業者の役員構成・法人事業部等の組織体制について	
	③ 代表者・事業責任者について	
	④ 監査指摘の事後対応について	
	⑤ 良好な運営確保についての方法及び考え方について	
	⑥ 財政基盤・財務状況について	
	⑦ 規程整備について	
(2) 事業 計画	① 施設運営に係る収支予算計画について	5割 程度
	② 施設の運営方針について	
	③ 施設長予定者及びその運用方法について	
	④ 職員配置計画について	
	⑤ 職員研修・人材育成に関する考えについて	
	⑥ 教育・保育に関する全体的な計画等について	
	⑦ 給食について	
	⑧ 通常時及び災害等非常時の安全管理について	
	⑨ こどもの虐待防止の取組について	
	⑩ 配慮を要するこども・家庭支援が必要な保護者への取組について	
	⑪ 苦情処理の取組について	
	⑫ 子育て支援事業について	
(3) 整備 計画	① 施設整備に係る資金計画について	2割 程度
	② 認可基準に関わる設備について	
	③ 認可基準外の設備等について	
	④ 屋外遊戯場について	
合 計		10割

※審査項目の詳細は、大阪市ホームページ「[令和7年度 保育施設等設置・運営事業者募集における審査項目（概要・詳細）](#)」にて公開しています。資料作成及び審査会におけるヒアリングの参考としてください。

12 認定こども園開園までの主なスケジュール（予定）

内 容	日 程
応募相談期間	令和6年12月23日（月）～令和7年4月4日（金）
事前登録受付期間	令和6年12月23日（月）～令和7年3月14日（金）
応募書類受付期間	令和6年12月23日（月）～令和7年4月4日（金）
設置・運営法人選定期間	令和7年5月上旬～6月下旬＜予定＞
設置・運営法人の選定結果の通知	令和7年7月中旬＜予定＞
幼稚園又は保育所の廃止にかかる認可手続き ※幼保連携型認定こども園に移行する幼稚園又は保育所のみ	令和8年1月～令和8年3月
認定こども園開園（予定日）	令和8年4月1日

13 設置・運営予定者の選定結果

選定結果は、応募法人に通知するとともに、大阪市ホームページ上で選定された法人の法人名、設置予定場所、委員講評の内容等について公表します。

14 設置・運営予定者決定後の手続き

設置・運営予定者は、認定こども園を開園するため、次の承認・認可（認定）・確認を受ける必要があります。

- (1)（幼稚園の場合）認定こども園開設までに、運営している幼稚園の収容定員の減少にかかる園則変更に関する大阪府の承認（学校法人による保育所設置運営等については寄付行為変更にかかる大阪府の承認が別途必要になります。）。
- (2) 幼保連携型認定こども園については、開設までに、認定こども園にかかる大阪市の認可及び確認を、幼稚園型及び保育所型認定こども園については、開設までに、認定こども園にかかる大阪市の認定及び確認を受ける必要があります。
- (3) （共通）認定こども園への移行にあたっては、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する審査基準」に基づき、認可（認定）・確認を受けることとなりますのでご留意ください。

※このほかにも手続きが必要となる場合があります。

15 その他

- (1) 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する教育・保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な認定こども園を整備し、大阪市の選定を受けた法人自らが運営すること。
- (2) 設置・運営予定者となった法人は、移行にあたり、当該施設に通園するこどもの保護者の理解を得よう努めるとともに、施設整備等を行う場合は近隣への日照・騒音等の環境面に配慮することとし、設置・運営予定者の責任において誠意を持って対応すること。
また、認定こども園の整備と運営を円滑に行うためには、近隣住民等の理解と協力が不可欠であり、事前に丁寧な説明を行うとともに、近隣住民等からの要望等については、法

人の責任において誠意をもって対応すること。

(参考) 認定こども園への移行にあたり特に留意が必要な事項

既存の幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する際に、特に留意が必要な事項を挙げております。これら以外にも、既存の幼稚園又は保育所とは認可基準等が異なることがありますので、移行を検討する際は本募集要項や本市作成の「認定こども園の開設・運営について（令和6年12月）」（以下、「資料」といいます。）等をよくご確認ください。

(1) 幼稚園又は保育所からの移行の際に共通して留意が必要な事項

ア 子育て支援事業について（本募集要項 p.4、資料 p.27 参照）

認定こども園は、子育て支援事業を実施していただく必要があります。

イ 教育・保育要領等について（資料 p.26 参照）

幼保連携型認定こども園の場合は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき教育・保育の提供を適切に行わなければなりません。

幼稚園型認定こども園又は保育所型認定こども園の場合は、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づき教育・保育の提供を適切に行うとともに、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえなければなりません。

ウ 建物面積等に関する移行特例の適用について（資料 p.15 参照）

平成26年度以前に設置された幼稚園又は保育所が認定こども園に移行する際は、建物面積等に関する移行特例が適用されますが、平成27年度以降に新設された又は建て替えた建物を利用する場合は、原則として建物面積等に関する移行特例は適用されません。

(2) 幼稚園からの移行の際、特に留意が必要な事項

ア 0～2歳児のために必要な設備について（資料 p.16 参照）

0歳児の定員を設ける場合は調乳設備が、0歳児又は1歳児の定員を設ける場合は沐浴設備が、2歳児の定員を設ける場合はシャワー設備が、それぞれ必要になります。

イ 開園日・開園時間について（本募集要項 p.4、資料 p.24 参照）

1日の開園時間は11時間以上としていただき、月曜日～土曜日（祝日等を除く。）の開園が必要となります。また2・3号認定子どもに対しては、開園日は給食の提供が必要です。

ウ 建築基準法上の用途変更について

0～2歳児の定員を設ける場合、建築基準法上の用途変更が必要になることがあります。この場合、建物に必要な設備要件が幼稚園と異なるものがあります。

(3) 保育所からの移行の際、特に留意が必要な事項

ア 園庭の面積基準について（資料 p.17 参照）

幼保連携型認定こども園の場合、3～5歳児については、保育所の屋外遊戯場の考え方とは異なり、園庭として公園等の代替地を面積算入することは認められません。屋上園庭は、一定の条件を満たす場合のみ面積算入することができます。

イ 学級の編制について（資料 p.27 参照）

3～5歳児については学級の編制が必要となります。学級は1クラス35人以下（3歳児は原則として25人以下）にしなければなりません。なお各クラスは壁や仕切り等で区切る必要があります。

令和6年12月発行

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課 作成

大阪市北区中之島1丁目3番20号

TEL 06-6208-8126

FAX 06-6202-9050